

監査結果公表第27-13号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成28年1月28日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	小 湊 雅 子
同	土井田 隆 行
同	吉 村 和三治

記

1 措置の通知

平成27年度定期監査（市立病院事務局）の結果に対する措置の通知
平成28年1月25日付け 八市病第357号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 27 年度実施市立病院事務局定期監査の結果に対する措置の内容

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 医療情報の管理体制について 医療画像や電子カルテ等の医療情報データの抽出利用やファイルの移動については、医療情報システム管理者である病院長の承認を得て行われているが、病院情報システム運用管理要綱では、情報及び情報機器を持ち出す場合は医療情報システム責任者の承認を得ることと規定されているため、要綱と運用の整合性を検討すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 27 年 8 月 1 日) 医療画像や電子カルテ等の医療情報データの抽出利用やファイルの移動について、医療情報システム管理者の承認を得て行う運用との整合性が保たれるよう、病院情報システム運用管理要綱を改めました。</p>
<p>2 治験業務に係る契約事務について (1) 「製造販売後調査実施契約書」等において、調査期間が空欄のままとなっているものや調査に要する費用の記載が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 27 年 10 月 16 日) 相手方より様式指定のない場合に使用する本院で定める契約様式の見直しを行うとともに、記載内容の確認を徹底するなど、適正な事務処理を行うように改めました。</p>
<p>(2) 治験に係る研究費請求書等において、請求書の宛先がないもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 27 年 7 月 28 日) 本院で定める請求様式を見直すとともに、適正な事務処理を行うように改めました。</p>
<p>3 各種手当の認定・支給事務について 手当の認定・支給事務において、次のような事例が見受けられた。手当の認定・支給事務については、公金の支出に関わる重要な事務処理であるため、手当全般について再度確認を行い、今後適正に事務を執行すること。 (1) 夜間休日の時間外勤務手当について 夜間休日の時間外勤務手当について、算定を誤っているものが見受けられた。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 27 年 8 月 18 日) 指摘のあった手当全般につき平成 26 年度支給分を再度確認しました。 (1) 算定の誤りがあった職員に対して、返納処理を行いました。また夜間休日の時間外勤務手当の算定誤りを防ぐため、チェック機能を追加し、システム改善を行いました。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>(2) 通勤手当について</p> <p>① 通勤経路が複数ある場合の通勤手当の認定において、八尾市立病院企業職員通勤手当支給規程第5条第1項第1号に規定された、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路でないものが見受けられた。</p> <p>② 通勤手当の支給の始期及び終期の判断に必要な通勤届の事実発生日において、記載もれや訂正印のないもの等が見受けられた。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成27年7月28日）</p> <p>認定誤りのあった職員に対して、返納処理を行いました。また、通勤経路の認定や通勤届への記載について確認を徹底するなど、適正な事務処理に改めました。</p>
<p>(3) 住居手当について</p> <p>八尾市立病院企業職員住居手当支給規程第10条第1項においては、「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う」ものとされているが、住居届において、必要な資料の添付や受付印の押印がないものが見受けられた。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成27年7月28日）</p> <p>不足していた必要書類については提出を受け確認を行いました。また、支給の始期を的確にするため、受付印の押印や書類の添付を確実に行うとともに、届の確認を徹底することで、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>(4) 扶養手当について</p> <p>扶養手当の支給額に誤りはなかったが、扶養親族届において認定額欄の記載が誤っているものが見受けられた。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成27年7月28日）</p> <p>記載を適正に行うとともに、その確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>(5) 児童手当について</p> <p>児童手当の支給額に誤りはなかったが、児童手当(特例給付)現況届において所得判定額欄の記載が誤っているもの、医療費控除額欄の記載が漏れているもの等が見受けられた。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成27年7月28日）</p> <p>記載を適正に行うとともに、その確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>4 文書事務について</p> <p>収受文書等の取扱いについて、次のような事例が見受けられた。文書事務は事務処理の基本であり、八尾市立病院文書取扱規程等に基づき、適正な文書事務を行うこと。</p> <p>(1) 伺書において、文書公開の取扱区分が適切でないもの、非公開理由が誤っているもの、施行日等が鉛筆書きのもの、契約書に契約日の記載がないものが見受けられた。</p> <p>(2) 収受文書において、収受処理がなされていないものや不十分なものが見受けられた。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 27 年 7 月 28 日)</p> <p>八尾市立病院文書取扱規程等に基づき、適正な文書事務を行うよう改めました。</p>